

その他総理府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に地上権が含まれる場合に限り。）

（法第三十四条の六第二項に規定する政令で定める者等）

第三十六条 法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 投資信託委託業者又はその取締役
  - 二 資産の運用を行う他の投資法人
  - 三 運用の指図を行う投資信託財産
  - 四 利害関係人等
  - 五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であつて総理府令で定める者
- 2 法第三十四条の六第二項に規定する政令で定める取引は、第三十条第三項各号に掲げる取引とする。
- 3 法第三十四条の六第二項に規定するその他政令で定める者は、投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産（同項に規定する特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係るすべての受益者とする。

(投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え)

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について商法第二百六十六条第五項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十六条第五項	総株主	総投資主
第二百六十七条第一項	株式 株主	投資口 投資主
	会社	投資法人
第二百六十七条第二項及び第三項	会社 株主	投資法人 投資主
第二百六十七条第五項	株主	投資主
第二百六十八条第二項及び	株主	投資主

び第三項並びに第二百六十八条ノ二第一項及び第二項	会社	投資法人
第二百六十八条ノ二第三項	株主	投資主
第二百六十八条ノ三第一項	会社 株主	投資法人 投資主

（法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務）

第三十八条 法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務は、特定資産（第三条第一号から第七号までに掲げるものを除く。）に係る投資に関し助言を行う業務とする。

（法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務）

第三十九条 法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投

資法人の資産に属する不動産の管理を行うものを除く。）

## 二 金融先物取引業

（法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める使用人）

第四十条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める使用人は、その証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）のために証券取引法第六十四条第一項各号（外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に掲げる行為を行う使用人とする。

（法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める資産等）

第四十一条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める資産は、第九条第一項第一号に掲げるものとする。

2 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める指数又は数値は、第九条第二項第一号及び第二号に掲げるものとする。

（外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例）

第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合における当該法人（以下「外国法人である投資信託委託業者」という。）に対する法第三十七条第一項の規定の適用については、「営業報告書」とあるのは「国内における営業所に係る営業報告書」と、「三月」とあるのは「六月（外国法人である投資信託委託業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその営業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会の承認を受けた期間）」とする。

（外国法人である投資信託委託業者に関する読替え）

第四十三条 法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	認可申請者	認可申請者及びその国内における営業所
	その者の当該業務	当該認可申請者及びその国内における営業

	第十一条第一項	本店、支店その他の営業所	所の業務
第十三条	常務に従事する取締役	国内における営業所 商法第四百七十九条第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する取締役	
第十三条の二	顧客から	国内において営んでいる業務に係る顧客から	
第十五条第一項	取締役	商法第四百七十九条第一項に規定する代表者若しくは国内の営業所に駐在する取締役	
第三十四条の十一	他の業務	国内において他の業務	
第四十二条第一項	その取締役若しくは監査役	その商法第四百七十九条第一項に規定する代表者若しくは国内の営業所に駐在する取締役	
	当該取締役若しくは監査役	当該商法第四百七十九条第一項に規定する	

第四十二条第三項			
取締役若しくは監査役	取締役若しくは監査役が	取締役又は監査役の解任	
者若しくは国内の営業所に駐在する取締役	が 商法第四百七十九条第一項に規定する代表	者の解任又は国内の営業所に駐在する取締役の解職 商法第四百七十九条第一項に規定する代表	代表者若しくは国内の営業所に駐在する取締役

2 外国法人である投資信託委託業者に対する第八条第二号の規定の適用については、同号中「支店その他の営業所」とあるのは、「国内における営業所」とする。

(法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第四十四条 法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 信託会社等が、投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この条、次条及び第四十六条において同じ。）の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。

二 信託会社等が、投資信託財産の不動産の管理を受託すること。

三 信託会社等が、不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。

イ 投資信託契約（法第四十九条の二第一項に規定する投資信託契約をいう。次条において同じ。）の終了に伴うものである場合

ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四 信託会社等が、金融先物取引業を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。

五 信託会社等が、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。）である場合において、投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。



イ 有価証券の売買

ロ 有価証券指数等先物取引

ハ 有価証券オプション取引

ニ 外国市場証券先物取引

ホ 有価証券店頭指数等先渡取引

ヘ 有価証券店頭オプション取引

ト 有価証券店頭指数等スワップ取引

六 受益者の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、信託会社等が投資信託財産の不動産を賃借すること。

七 個別の取引ごとにすべての受益者の書面による同意を得て行う取引

八 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けた取引

(法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引)

第四十五条 法第四十九条の九第一項第二号に規定する取引は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 投資信託財産について、次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合

(3) 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 他の信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の信託財産に係るすべての受益者の書面による同意を得て行う取引

三 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けた取引

(法第四十九条の九第一項第五号に規定する政令で定める取引)

第四十六条 法第四十九条の九第一項第五号に規定する取引は、次に掲げる取引とする。

一 当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引

二 当該投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該信託会社等の株式の数の合計が、当該信託会社等の発行済株式の総数の百分の五十を超えていること(1)の者が信託会社等である場合において、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。)

(1) 当該者

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及

びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株

式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イの(1)から(6)までに掲げる者並びにイの(1)に掲げる当該者の役員であつた者、使用人及び使用人で

あつた者が、当該信託会社等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

二 信託会社等によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること(1)の者にあつ

ては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1) 当該信託会社等

(2) 当該信託会社等の役員及び主要株主

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) 当該信託会社等の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イの(1)から(6)までに掲げる者並びに当該信託会社等の役員であった者、使用人及び使用人であった者が、当該法人等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

三 信託会社等が発行する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者のうち、当該募集等の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額が当該信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として総理府令で定める要件に該当する者

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第四十八条 法第四十九条の十一の規定において委託者非指図型投資信託について法第三十四条第一項の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第一項	投資信託委託業者	信託会社等
	第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者	第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者

(特定資産の価格を調査する者)

第四十九条 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 弁護士であつて次に掲げる者以外のもの

イ 当該受託会社の役員

ロ 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ニ 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該受託会社の役員

(2) 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

ロ 監査法人にあつては、その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該受託会社の役員

ロ 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるものの

2 法第四十九条の十一の規定において委託者非指図型投資信託について法第十六条の二第一項を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条の二第一項	投資信託委託業者、その他利害関係人等及び受託会社	信託会社等及びその利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。）



（法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為）

第五十条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為は、信託会社等が募集又は私募を行った委託者非指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

（法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法の読替え）

第五十一条 法第四十九条の十一の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第一号及び第四十五条第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える証券取引法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四十二条第一項第一号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号</p>	<p>投資者</p>

第四十五条第一号

第十五条第二项第一号

第四十九条の九第二项第一号

(法第四十九条の十一において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者)

第五十二条 法第四十九条の十一において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 信託会社等又はその取締役
- 二 運用を行う他の信託財産
- 三 利害関係人等
- 四 信託会社等が営む他の業務に係る顧客であつて総理府令で定める者

(外国投資信託に関する読替え)

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託の受益証券の発行者について法第二十六条第二項、第二十九条、第三十条第一項及び第六項、第三十一条、第三十二条第一項並びに第三十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

第二十六条第二項	投資信託契約に係る	国内において行われる募集の取扱い等に係る外国投資信託の 信託約款又はこれに類する書類
第二十九条	投資信託約款	国内において行われた募集の取扱い等に係る外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の内容
第三十条第一項	投資信託約款を	国内において行われた募集の取扱い等に係る外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の内容を
第三十条第六項	当該投資信託約款に係る	国内において行われた募集の取扱い等に係る当該外国投資信託の

第三十一条		投資信託契約		国内において行われた募集の取扱い等に係る外国投資信託の契約	
第三十二条第一項		投資信託契約を		国内において行われた募集の取扱い等に係る外国投資信託の契約を	
第三十三条		当該投資信託契約に係る その運用の指図を行う		国内において行われた募集の取扱い等に係る当該外国投資信託の	
		当該投資信託財産に係る		国内において行われた募集の取扱い等に係る当該外国投資信託の	
		投資信託財産について		当該外国投資信託の投資信託財産について	
		取得の申込みの勧誘		国内における取得の申込みの勧誘	
		投資信託約款		国内において行われた募集の取扱い等に係る外国投資信託の信託約款又はこれに類する	

第三章 投資法人制度

(設立企画人の範囲)

第五十四条 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める事務は、他人の資産を設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産に対し投資として運用する事務とする。

2 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 信託会社等

二 法第六十六条第二項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者であったもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの（設立企画人となる日において当該事務に現に従事していない者については、当該事務に従事しないこととなった日から三年を経過していない者に限る。

次号において同じ。）

三 適格機関投資家又は有価証券報告書（証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を金融再生委員会に提出している会社でその資本の額が百億円以上である会社（以下「適格機関投

資家等」という。)の役員若しくは使用人又はこれらの者であったもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの

四 前各号に掲げるもののほか、前項の事務について知識及び経験を有する者として総理府令で定めるものの

(最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第四項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(成立時の出資総額)

第五十六条 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、一億円とする。

(払込取扱機関の範囲)

第五十七条 法第七十一条第三項に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 銀行

二 信託会社

三 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

四 信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）

五 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

六 証券会社

（設立の際の投資口の申込み等に関する読替え）

第五十八条 法第七十一条第六項の規定において設立企画人について商法第七十五条第四項及び第七十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十五条第四項	株式申込証	投資口申込証
第七十九条第一項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者

第七十九條第二項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者
株式二	投資口二	
株主	投資主	
第七十九條第三項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者

2 法第七十一条第六項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口について商法第七十六條及び第九十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十六條	発起人	設立企画人
第九十一条	株式申込証	投資口申込証

3 法第七十一条第六項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額の払込みについて



商法第七十七条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十七条第二項	株式申込証	投資口申込証

4 法第七十一条第六項の規定において同条第二項第五号の払込取扱機関について商法第八十九条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十九条第一項	発起人又ハ取締役	設立企画人又ハ執行役員
第八十九条第二項	会社	投資法人

5 法第七十一条第六項の規定において設立企画人並びに投資法人の成立当時の執行役員及び監督役員について商法第九十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第九十二条第一項及び第二項	会社	投資法人
第九十二条第三項	株式	投資口
	株式	投資口

(投資法人の設立等に関する読替え)

第五十九条 法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立総会について商法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者
	株式ノ総数	投資口ノ総口数
第八十七条第一項	定款	規約
第二百三十二条第一項	各株主	各投資口ノ引受ヲ為シタル者

第二百三十三條	定款	規約
第二百三十七條ノ三	取締役及監査役	執行役員及監督役員
	株主	投資口ノ引受ヲ為シタル者
第二百三十七條ノ四第一項	定款	規約
第二百三十八條	取締役ノ提出シタル書類及監査役ノ報告書	執行役員ノ提出シタル報告書
第二百三十九條第五項	取締役	執行役員
第二百三十九條第六項	株主	投資主
第二百四十四條第三項	取締役	執行役員
第二百四十四條第四項	子会社	子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂フ）

<p>第二百四十七條第一項</p>	<p>第二百四十四條第四項に      おいて準用する第二百六      十三條第二項</p>	<p>書類（子会社ガ有限会社ナル      トキハ有限会社法第四十一條      ニ於テ準用スル同項ニ掲グル      書類）</p>
<p>第二百四十七條第一項</p>	<p>株主、取締役又ハ監査役</p>	<p>株主、      親会社</p>
<p>株主</p>	<p>親会社</p>	<p>親法人（投資信託及び投資法人に関する法      律第八十一條第一項ニ規定スル親法人ヲ謂      フ）</p>
<p>裁判所</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>
<p>株主、      取締役又ハ監査役</p>	<p>投資主</p>	<p>投資主</p>
<p>金融再生委員会</p>	<p>投資主</p>	<p>投資主</p>
<p>投資口ノ引受ヲ為シタル者、投資主、執行</p>	<p>書類</p>	<p>書類</p>

## 2

法第七十二条第四項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百四十一条	株	投資口一口	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十九条ノ二第二項	株式	投資口	第二百三十九条第四項	総会	創立総会
第二百四十九条第一項	株主ガ	投資口ノ引受ヲ為シタル者ガ	株主	取締役又ハ監査役	役員又ハ監督役員
第二百五十一条	定款	規約	定款	執行役員又ハ監督役員	規約

(設立企画人等に関する読替え)

第六十条 法第七十五条の規定において設立企画人について商法の規定を準用する場合における同法の規定  
 (当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十二條第一項、第九十四條及び第九十五條 第九十六條において準用する第二百六十七條第一項	会社	投資法人
第九十六條において準用する第二百六十七條第一項	株式	投資口
第九十六條において準用する第二百六十七條第一項及び第三項	株主	投資主
第九十六條において準用する第二百六十七條第一項及び第三項	株主	投資主
第九十六條において準用する第二百六十七條第一項及び第三項	株主	投資主
第九十六條において準用する第二百六十七條第一項及び第三項	株主	投資主
第九十六條において準用する第二百六十七條第一項及び第三項	株主	投資主

<p>第九十六条において準用する第二百六十七条第五項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>
<p>第九十六条において準用する第二百六十八条第二項及び第三項並びに第二百六十八条ノ二第一項及び第二項</p>	<p>株主 会社</p>	<p>投資主 投資法人</p>
<p>第九十六条において準用する第二百六十八条ノ二第三項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>
<p>第九十六条において準用する第二百六十八条ノ</p>	<p>株主 会社</p>	<p>投資主 投資法人</p>

三第一項

2 法第七十五条の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合について商法第九十八條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十八條	株式申込証	投資口申込証

(投資口の質入れに関する読替え)

第六十一條 法第七十八條第六項の規定において投資口の質入れについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七條	株券	投資証券
第二百八條	消却、併合、分割、轉換	払戻、併合、分割
	株主	投資主
第二百九條第一項	会社	投資法人



第二百九条第三項					
株主名簿	株券	利益若八利息ノ配当	会社	株主	株券及端株券
投資主名簿	投資証券	金銭ノ分配	投資法人	投資主	投資証券

(投資主名簿に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第二項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	第二百二十四条第一項		読み替えられる字句	株式申込人、株式引受人
読み替えられる字句	会社	株主	投資法人	投資主
読み替えられる字句	会社	株主	投資法人	投資口ノ申込ヲ為シタル者、投資口ノ引受

項	第二百二十四条ノ二第一		株主	投資主	ヲ為シタル者
	項及び第二項	会社			
項	第二百二十四条ノ三第一		会社	投資法人	
	第二百二十四条ノ三第三	株主			
項	第二百二十四条ノ三第四		会社	投資法人	
	定款	規約			

(投資証券に関する読替え)

第六十三条 法第八十三条第五項の規定において投資法人（規約をもって法第八十四条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券について商法第二百二十六条ノ二の規定を準用する場合におけ

る当該規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条ノ二第一項	株主	投資主
第二百二十六条ノ二第二項	定款	規約
	株主名簿	投資主名簿
第二百二十六条ノ二第四項及び第五項	株主ニ	投資主ニ
	株主	投資主

(投資口の併合に関する読替え)

第六十四条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の場合について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十四条第二項	株券	投資証券

第二百十五條第一項		株券及端株券	投資証券
並二			及
株主及株主名簿			投資主及投資主名簿
第二百十五條第三項及び 第四項		株券	投資証券
第二百十六條第一項		旧株券又八旧端株券	旧投資証券
		新株券又八新端株券	新投資証券

(投資口の併合における端数の処理に関する読替え)

第六十五條 法第八十六條第四項の規定において同條第一項及び第二項の場合について商法第二百十七條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十七條第三項	株券又八端株券	投資証券

(書面による議決権の行使に関する読替え)

第六十六条 法第九十二条第四項の規定において同条第二項の規定により提出された書面について商法第二百三十九条第五項及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十九条第五項	取締役	執行役員
第二百三十九条第六項	株主	投資主

(投資主総会に関する読替え)

第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十二条ノ二第一項	取締役	執行役員

第二百三十二条ノ二第二項	株主	投資主
第二百三十三条	定款	規約
第二百三十七条第一項	取締役	執行役員
第二百三十七条第二項	株主	投資主
第二百三十七条第三項	会社	投資法人
第二百三十七条ノ二第三項	取締役	執行役員
第二百三十七条ノ二第三項において準用する第百八十四条第二項	取締役及監査役	執行役員及監督役員
第二百三十七条ノ三	取締役及監査役	執行役員及監督役員

第二百三十九条第六項	第二百三十九条第五項	第二百三十九条第二項及び第四項						第二百三十九条第一項	第二百三十七条ノ四第一項	
株主	取締役	会社	株主	株主	株式	発行済株式ノ総数	定款	査役ノ報告書 取締役ノ提出シタル書類及監	定款	株主
投資主	執行役員	投資法人	投資主	投資主	投資口	発行済投資口ノ総口数	規約	告書 執行役員ノ提出シタル書類及監督役員ノ報	規約	投資主

第二百三十九条ノ二第一項	株主	投資主
第二百三十九条ノ二第二項	株主	投資主
項	株式	投資口
第二百四十一条第一項	会社	投資法人
第二百四十一条第二項	各株主	各投資主
第二百四十一条第三項	一株	投資口一口
	会社	投資法人
	株式	投資口
	会社、親会社及子会社又八子会社	投資法人、親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ此ノ項ニ於テ同ジ）及子法人（同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ此ノ項ニ於



<p>第二百四十四条第四項に おいて準用する第二百六 十三条第二項</p>		<p>第二百四十四条第四項</p>	<p>第二百四十四条第三項</p>		
<p>株主及会社</p>	<p>書類（子会社ガ有限会社ナル トキハ有限会社法第四十一条 ニ於テ準用スル同項ニ掲グル 書類）</p>	<p>子会社</p>	<p>取締役</p>	<p>会社又ハ親会社ノ株式</p>	
<p>投資主及投資法人</p>	<p>書類</p>	<p>子法人（投資信託及び投資法人に関する法 律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂 フ）</p>	<p>執行役員</p>	<p>投資法人又ハ親法人ノ投資口</p>	<p>テ同ジ）又ハ子法人</p>

<p>第二百四十四条第四項に おいて準用する第二百六 十三条第四項</p>	<p>親会社</p>	<p>親法人（投資信託及び投資法人に関する法 律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂 フ）</p>
<p>第二百四十七条第一項</p>	<p>株主 取締役又ハ監査役</p>	<p>投資主 執行役員又ハ監督役員</p>
<p>第二百四十七条第二項に おいて準用する第二百五条 第四項及び第九十九条第二 項</p>	<p>会社 定款</p>	<p>投資法人 規約</p>
<p>第二百四十九条第一項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>

第二百五十一条	会社	投資法人
	取締役又八監査役	執行役員又八監督役員
定款		規約

(執行役員等に関する読替え)

第六十八条 法第九十九条第一項の規定において執行役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条第一項	会社	投資法人
第七十八条第二項	合名会社	投資法人
第二百五十四条第三項	会社	投資法人
第二百五十四条ノ三	定款	規約
	会社	投資法人
第二百五十七条第一項	株主総会	投資主総会

			第二百六十三條第二項					第二百五十七條第三項	
			第二百六十三條第四項						
			親会社	株主及会社	株主名簿若八社債原簿若八其ノ複本又八端株原簿	本店及支店	定款	株主總會	定款
株主									会社
子会社	投資主	投資主	親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一條第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）	投資主及投資法人	本投資主名簿若八投資法人債原簿又八其ノ複本	本店	規約	投資主總會	投資法人

	書類（子会社が有限会社ナル トキ八有限会社法第二十八条 第一項二掲グル書類）	書類
--	--	----

2 法第九十九条第一項の規定において法第六十六条第三項において準用する商法第六十七条ノ二に規定する執行役員の職務を代行する者について同法第七十条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七十条ノ二	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	会社		投資法人

（監督役員に関する読替え）

第六十九条 法第四百四条の規定において監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十四条ノ三第一		親会社	親法人（投資信託及び投資法人に関する法

項 第二百七十五条ノ二第一			項 第二百七十五条			項 第二百七十四条ノ三第二			項
定款	会社	取締役	定款	株主総会	取締役	子会社	子会社ノ	子会社二	
規約	投資法人	執行役員	規約	投資主総会	執行役員	子法人	子法人ノ	子法人（同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ此ノ条ニ於テ同ジ）ニ	律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ）

第二百七十五条ノ二第二項	取締役	執行役員
--------------	-----	------

(役員会に関する読替え)

第七十条 法第百八条第一項の規定において役員会について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十九条ノ二	各取締役及各監査役	各執行役員及各監督役員
	定款	規約
第二百五十九条ノ三	取締役及監査役	執行役員及監督役員
第二百六十条ノ二第一項	定款	規約
第二百六十条ノ四第二項	取締役及監査役	執行役員及監督役員
第二百六十条ノ四第三項	取締役	執行役員
第二百六十条ノ四第四項	会社	投資法人

取締役又八監査役

執行役員又八監督役員

(執行役員及び監督役員の責任等に関する読替え)

第七十一条 法第一百条の規定において執行役員及び監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十八条第二項及び第三項並びに第二百六十八条ノ二第一項及び第二項	株主 会社	投資主 投資法人
第二百六十八条ノ二第三項	株主	投資主
第二百六十八条ノ二第一項	会社	投資法人
株主	株主	投資主



2 法第百十条の規定において法第百九条第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任について商法第  
二百六十七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百六十七条第一項	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二百六十七条第二項及 び第三項	株式	投資口
		株主	投資主
		会社	投資法人
		株主	投資主
		会社	投資法人
株主		投資主	
第二百六十七条第五項	株主	投資主	

3 法第百十条の規定において投資法人について商法第二百七十二条の規定を準用する場合における当該規  
定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百七十二条	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	取締役	執行役員	

	株主	投資主
	株式	投資口
	定款	規約

4 法第一百十条の規定において監督役員について商法第二百七十五条ノ四の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百七十五条ノ四	読み替える商法の規定	読み替えられる字句
	取締役	執行役員
	会社	投資法人

(一般事務受託者に関する読替え)

第七十二条 法第一百十二条第三項の規定において同条第一項及び第二項の規定による一般事務受託者の責任について商法第二百六十七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------